



## 建設教育訓練助成金（認定訓練 - 経費助成）の計画届について

### 1 提出上の注意

- (1) この建設教育訓練助成金（認定訓練 - 経費助成）の計画届（以下「計画届」といいます。）は、中小建設事業主又は中小建設事業主団体（職業訓練法人等）が所在地を管轄する都道府県労働局（以下「管轄労働局」といいます。）長へ計画の届出を行って、建設労働者の技能の向上を図るため認定訓練（長期訓練・短期訓練）（建設関連の訓練に限ります。）を実施する場合に、管轄労働局又はハローワークに提出するものです。
- (2) この計画届は、次表の書類を添付して、原則として事業を実施しようとする日の属する年度の5月末日まで、管轄労働局又はハローワークに提出して下さい。

#### 添付書類

- イ 認定訓練助成事業費補助金（運営費）交付申請書又は広域団体認定訓練助成金支給申請書の写し
  - ロ 定款、事業概要及び認定訓練交規約並びに雇用保険適用事業所番号、従業員数、建設業許可番号等の記載された書類（事業主の場合）
  - ハ 定款又は規約等助成対象認定訓練団体等の目的、組織、運営及び事業内容を明らかにする書類並びに認定訓練交規約及び構成員内訳表（別様式第1号）（事業主団体の場合）
- なお、上記の添付書類を過年度に提出しており、その後に変更があった場合は、その旨を「建設雇用改善助成金に係る計画変更届」（建助様式第13号）で報告すれば、添付を省略して差し控えない。

### 2 記入上の注意

- (1) 標頭の長期訓練・短期訓練の文字は、該当するものを○印で囲んで下さい。
- (2) ①「届出者」欄は、当該助成金に係る事業主等の名称、代表者の役職及び氏名、所在地を記入し、押印して下さい。また、届出者が代理人の場合、「届出者」欄に当該助成金に係る事業主等の名称、代表者の役職及び氏名、所在地を記入（押印不要）した上、届出者の記名押印等をして、委任状（任意様式）（写）を添付して下さい。
- (3) ③「事業内容」欄は、次により記入して下さい。
  - イ ロ「業種」欄は、建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に定める別表の建設業の種類を記入して下さい。
  - ロ ハ「常用労働者」欄は、当該企業の常用労働者数を、また、（ ）内には当該事業所の常用労働者数を記入して下さい。  
なお、常用労働者とは、常時使用する労働者として雇い入れられた者であり、短時間就労者、臨時に期間を定めて雇用される者、日々雇い入れられる者、季節的業務に雇用される者、試みの使用期間中の者等（当該事業主に継続して2ヶ月以上雇用されている者及び継続して2ヶ月以上雇用されることが予定されている者を除く。）を除きます。
  - ハ ニ「資本金・出資総額」欄は、支給申請時における資本金又は出資の総額を記入して下さい。
  - ニ ト「雇用管理責任者の氏名及び員数」欄は、建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和51年法律第33号）第5条第1項に規定する雇用管理責任者として選任した者の氏名及びその数を記入して下さい。
  - ホ チ「構成事業主数」欄は、届出者が中小建設事業主の団体等の場合は、構成事業主数を記入して下さい。
  - ヘ リ「建設事業主数」欄は、構成事業主のうち、建設事業主数を記入して下さい。
  - ト ス「中小建設事業主数」欄は、建設事業主のうち、中小建設事業主数を記入して下さい。
  - テ ル「雇用保険加入建設事業主数」欄は、建設事業主のうち、雇用保険に加入している建設事業主数を記入して下さい。

### 3 届出を行った計画の変更

届出を行った計画について、次のような変更を行うときは、「建設雇用改善助成金に係る計画変更届」（建助様式第13号）により原則事業の実施前までに変更の届出を行って下さい。

- (1) 訓練の実施計画の内容を著しく変更する場合
- (2) 添付書類の内容に変更が生じた場合（軽微な場合を除く）

### 3 その他

- (1) この助成金の支給に当たっては、次のいずれの要件にも該当している必要があります。
  - イ 過去2年を超えて労働保険料を滞納していないこと。
  - ロ 過去3年間に雇用保険二事業に係る助成金の不正受給がないこと。
- (2) 管轄労働局又はハローワークは、この助成金の支給に必要があると認めるときは、調査又は報告を求める場合があります。
- (3) 助成金の支給に関して管轄労働局又はハローワークに提出した届出書等の写し、申請書等の写し、添付書類の原本、認定訓練計画実績表、訓練日誌、訓練生出席簿及び訓練生名簿を支給決定日の属する年度の翌年度初日から起算して5年間整理保管して下さい。
- (4) 偽りその他不正の手段により助成金の支給を受けた場合は、支給した助成金の全部又は一部を返還していただきます。
- (5) 助成金について不明な点がありましたら、管轄労働局又はハローワークにお問い合わせ下さい。